

THE ケガの保険 のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター

0120-888-089

◆おかげ間違いにご注意ください。

〈公式ウェブサイト〉<http://www.sjnk.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時
土・日・祝日:午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)



Sompo Japan
Nipponkoa

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に
合併して誕生した会社です。

お客さま向けインターネットサービス

◆マイページ こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆いつでもインターネットで、お客さまの
見たいときにご契約内容や事故対応状
況をご覧いただけます。

◆お引越しのときなどに、まとめて簡単に
住所・電話番号の変更手続きをしてい
ただけます。

◆お取引のある代理店へ、保険のお見積もり
やご加入相談をしていただけます。

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。
マイページについては損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。



損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にて相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※受託品賠償責任補償特約、偕家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、

損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

事故サポートセンター ◆おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

■損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時 【インターネットアドレス】 <http://www.sonpo.or.jp/>
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

0570-022808 〈通話料有料〉
ナビダイヤル[®]
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

●このパンフレットは「THE ケガの保険」(傷害総合保険)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

THE ケガの保険

傷害総合保険



THE



傷害総合保険

これからは、あなたのカラダだけでなく、暮らしも守りたい。
損保ジャパン日本興亜の提案する、「THE ケガの保険」のコンセプトです。

万一の時は、いろいろなカタチで突然やってきます。
もっと、ひとりひとりの近くで、ひとつひとつの暮らしのチカラになりたい。
これからの暮らしを考えた私達の提案です。

基本補償

日常生活で起こる思いがけない事故による
ケガに備える保険です。
いざというときの備えは大丈夫ですか。



- 交通事故にあいケガをしたときの補償が心配
- 仕事中、通勤途中にケガをしたときの補償が心配
- スポーツ中や旅行中にケガをしたときの補償が心配
- 家事や休日のレクリエーション等、日常生活上のケガが心配

THE ケガの保険では「病気」は補償の対象になっていません。
「ケガ」だけでなく「病気」にも備えるには、医療保険等にご加入いただく必要があります。

オプションの 特約補償



日常生活にはケガ以外にも、
さまざまな危険が潜んでいます。
安心して生活するために、
目的にあった補償をセットできます。

- 他人のモノを壊したり、他人にケガをさせて
しまった場合等、賠償責任が生じたときも心配
- 大切な身の回り品を壊してしまったときも心配
- 他人から預かったモノを壊してしまったときも心配

おすすめするポイント!

●手続きカンタン

健康状態に関する告知書のご記入の必要はなく、加入手続きが簡単です。

●国内、国外を問わず日常生活における ケガを補償します。

仕事中やスポーツ中のケガ等、24時間補償します。

●入院は日帰り入院から最長1,000日まで補償します。

日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

●通院のみでも補償します。

入院を伴わず、通院のみで治療するケガも補償します。

※P.3～P.4をご覧ください。

●暮らしに合わせてケガ以外の補償を追加できます。

ニーズに合わせた特約をオプションでセットすることができます。

※P.5～P.8をご覧ください。

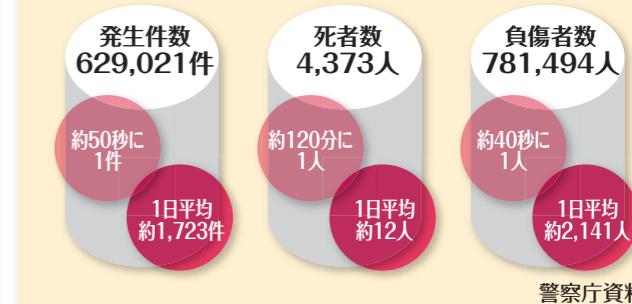
自分は交通事故にあわない、ケガをしないと思っていませんか？

■ 平成24年1年間にケガで救急搬送された方は、
日本国内で約138万人にのぼります。



平成25年 消防白書「救急自動車による事故種別搬送人員」

■ 平成25年中の交通事故発生状況



いざというときのために、備えを万全にしましょう。

基本補償の内容

国内・国外を問わ
日常生活における

ず、家庭、職場、旅行中など
さまざまなケガ(傷害)を補償します。

保険金種類

死 亡

事故の発生の日から180日以内

お支払いする保険金の額

死亡・後遺障害保険金額の全額

※ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡・後遺障害保険金額



後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)

※ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

後遺障害

事故の発生の日から180日以内

入 院

入院1日目から補償

入院保険金日額



入院日数 1,000日限度

手 術

入院保険金日額



10倍(入院時) 5倍(外来時)

※1事故につき1回の手術にかぎります。

通 院

通院1日目から補償

通院保険金日額



通院日数 90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)

介護補償

介護保険金額



要介護期間(年)

事故の発生の日から181日目以降の
所定の要介護状態である期間

THE ケガの保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しても、保険金をお支払いできません。

「急激」とは 突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ぞれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

例えばこのようなケガが お支払いの対象となります。



仕事中のケガ



海外旅行中のケガ



国内旅行中のケガ



交通事故によるケガ



自宅内のケガ



野球・サッカーなどの スポーツ中のケガ



など

例えばこのような場合のケガは お支払いの対象となりません。



故意・重大な過失

自殺行為・犯罪行為・闘争行為

無資格運転・酒気帯び運転・ 航空機操縦(職務以外)

自動車、原動機付自転車等による 競技・競争(練習を含みます。)

脳疾患・疾病・心神喪失、 医学的他覚所見のない むちうち症・腰痛

地震、噴火またはこれらによる津波 戦争・暴動(テロ行為を除きます。)

ピッケル等を使用する 山岳登攀、ハンググライダー 等の危険なスポーツ

など

犯罪被害 (被害事故補償)

所定の計算により
算出した損害額

- ①自賠責保険等からの給付
- ②対人賠償保険等からの給付
- ③加害者等からの賠償金
- ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の
支援に関する法律からの給付

※第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた
場合にお支払いの対象となります。

例えばこのような場合に お支払いの対象となります。

- 犯罪被害によるケガ
- 自動車によるひき逃げ事故

方法および詳しい内容につきましては、P.13~P.15に記載しておりますので必ずご覧ください。

主な特約 (オプション)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

国内・国外補償

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」を発病した場合に、後遺障害保険金(発病の日から180日以内)、入院保険金(発病の日から180日以内)および通院保険金(発病の日から180日以内の90日限度)をお支払いします。

葬祭費用保険金をセッとした場合は、特定感染症を発病し、その直接の結果として180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者(保険の対象となる方)の親族の方が負担した葬祭費用(実費)に対して、300万円を限度に葬祭費用保険金をお支払いします。

平成26年5月現在、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものにかぎります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、腸チフス、パラチフスをいいます。



例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

腸管出血性大腸菌感染症(O-157)で通院した。

重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるもの)で入院した。

例えばこの場合はお支払いの対象となりません。

保険始期(保険責任の開始日)前の発病

保険始期(保険責任の開始日)からその日を含めて10日以内の発病(初年度契約の場合)

携行品損害補償特約

*新価払特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する住宅外で被保険者が携行している**被保険者所有の身の回り品**に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。



ご注意

お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。
乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計5万円を損害額の限度とします。

例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

買い物中に財布が盗まれた。

旅行先でカメラを落とし壊してしまった。

プレー中にテニスラケットが破損した。

例えばこの場合はお支払いの対象となりません。

置き忘れ・紛失

レンタル品・会社の備品を壊した。

地震、噴火またはこれらによる津波

以下の被保険者所有の身の回り品は保険金のお支払いができません。

携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボードなど

しに合わせて、様々な補償を特約で追加できます。

個人賠償責任補償特約

国内・国外補償

示談交渉サービス付^(注)
<国内で発生した事故のみ>

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

申込書記載の被保険者本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子、本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)

(注)示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、裏表紙の「示談交渉サービスについて」をご覧ください。



例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

買い物中に商品を壊してしまった。

飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。

自宅の塀が倒れ他人がケガをした。

こどもがボールで他人の家の窓を割った。

例えばこの場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

地震、噴火またはこれらによる津波

犯罪行為・闘争行為

自動車運転中

保険金のお支払いの対象となる場合、対象とならない場合、お支払いする保険金の額

受託品賠償責任補償特約

日本国内での受託品について
国内・国外補償

偶然な事故により**日本国内で他人から受託した**財物について、住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、正当な権利を有する方に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1事故につき5,000円です。



例えばこの場合にお支払いの対象となります。

レンタルスキーを折ってしまった。

知人に借りたカメラが盗まれた。

レンタルしたゴルフクラブが盗まれた。

例えばこの場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

犯罪行為・闘争行為

地震、噴火またはこれらによる津波

以下の受託品は保険金のお支払いができません。

通貨、預貯金証書、株券、手形、有価証券、印紙、切手、設計書、貴金属、宝石、書画、骨とう、美術品、原動機付自転車、バイク、自動車、船舶、航空機、建物(付属設備を含みます。)、鉄砲、刀剣、ピッケル等を使用する山岳登攀はん・リュージュ・スカイダイビング・ハンググライダーなど

等詳しい内容につきましては、P.13~P.15に記載しておりますので必ずご覧ください。

主な特約 (オプション)

主な特約

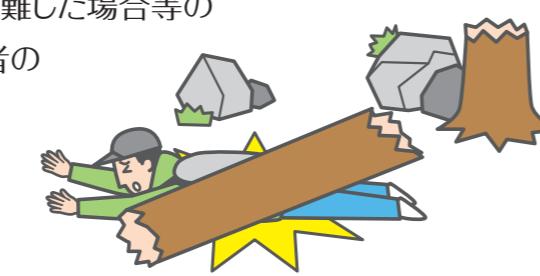
救援者費用等補償特約

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が遭難した場合等の救助活動に対して保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が支出した次の費用をお支払いします。

- 捜索救助費用 ● 交通費
- 宿泊料 ● 移送費用 ● 諸雑費

免責金額(自己負担額)はありません。



例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

- ハイキング中に事故にあい遭難した。
- 乗っていた船が沈没し行方不明になった。
- 搭乗していた飛行機が墜落し行方不明になった。

例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

- ピッケルなどを使用する山岳登攀
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 自殺行為

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内のみ補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用をお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用 ● 祝賀会費用
- ゴルフ場に対する記念植樹費用 ● 同伴キャディに対する祝儀

ご注意

- 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合にかぎります。
- キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となります。
- ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。



例えばこのような場合にお支払いの対象となります。

- ホールインワンを達成し、記念品を配布した。
- アルバトロスを達成した記念に、ゴルフ場に植樹した。

例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

- ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス
- 目撃者がいないホールインワンまたはアルバトロス

保険金のお支払いの対象となる場合、対象とならない場合、お支払いする保険金の額

に合わせて、様々な補償を特約で追加できます。

家族特約(家族型)

家族も補償

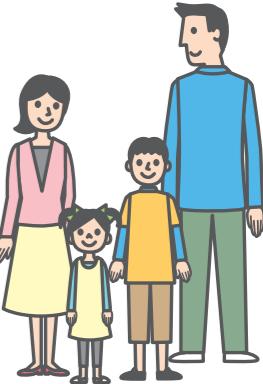
被保険者(保険の対象となる方)を本人だけでなく、次に掲げる方も被保険者に含める特約です。

- ①本人の配偶者
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※1 家族特約(夫婦用)の場合は「本人の配偶者」のみを、家族特約(配偶者対象外用)の場合は「本人と生計を共にする同居の親族」および「本人と生計を共にする別居の未婚の子」を、本人以外の被保険者に含めるものとなります。

※2 親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 別居の未婚の子とは、下宿している学生等をいいます。



ご注意

- 被保険者の続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 基本補償、各特約における被保険者は、次のとおりです。

基本補償・各特約	被保険者	
	個人型	家族型(家族特約をセットした場合)
基本補償 携行品損害補償特約 救援者費用等補償特約	本人	<ul style="list-style-type: none">・本人・本人の配偶者・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
個人賠償責任補償特約 受託品賠償責任補償特約		<ul style="list-style-type: none">・本人・本人の配偶者・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子・本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	本人	

※1 本人とは、申込書の被保険者欄に記載されている方をいいます。

※2 被保険者の範囲を変更する場合等、詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 就業中のみの危険補償特約: 補償をお仕事中の事故によるケガに限定する特約です。
- 交通傷害危険のみ補償特約: 補償を交通事故によるケガに限定する特約です。
- 天災危険補償特約: 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償する特約です。など

等詳しい内容につきましては、P.13~P.15に記載しておりますので必ずご覧ください。

保険料表

個人型

ご契約例

保険期間1年、月払、職種級別本人A級の方で特定感染症危険補償特約をセットしない場合

保険金額	死亡・後遺障害	入院(手術)	通院	介護	被害事故補償	基本補償合計保険料
本人	500万円	3,000円	2,000円	200万円	3,000万円	1,580円
	590円	+ 230円	+ 590円	+ 110円	+ 60円	= 1,580円

基本補償に
さらに安心を
プラスすると

携行品	個人賠償	受託品賠償	救援者費用	特約合計保険料
30万円	1億円	10万円	200万円	420円
200円	80円	130円	10円	= 420円

保険料はこのようになります。

基本補償合計保険料	特約合計保険料	毎月のお支払い保険料
1,580円	+ 420円	= 2,000円

保険料表

保険料表 (個人型)	保険金種類	保険金額	特定感染症危険補償特約をセットしない場合		特定感染症危険補償特約をセットする場合	
			職種級別A級		職種級別B級	
			月払(1か月分)	年払	月払(1か月分)	年払
基本補償	死亡・後遺障害	500万円	590円	6,400円	790円	8,650円
		1,000万円	1,170円	12,800円	1,590円	17,300円
		2,000万円	2,350円	25,600円	3,170円	34,600円
		3,000万円	3,520円	38,400円	4,760円	51,900円
		5,000万円	5,870円	64,000円	7,930円	86,500円
	入院(手術)	2,000円	150円	1,680円	210円	2,300円
		3,000円	230円	2,520円	320円	3,450円
		5,000円	390円	4,200円	530円	5,750円
		8,000円	620円	6,720円	840円	9,200円
		10,000円	770円	8,400円	1,050円	11,500円
	通院	1,000円	300円	3,230円	400円	4,360円
		2,000円	590円	6,460円	800円	8,720円
		3,000円	890円	9,690円	1,200円	13,080円
		5,000円	1,480円	16,150円	2,000円	21,800円
		60万円	30円	350円	40円	470円
	介護	100万円	50円	580円	70円	780円
		200万円	110円	1,160円	140円	1,560円
		300万円	160円	1,740円	210円	2,340円
		400万円	210円	2,320円	290円	3,120円
		1,000万円	20円	220円	20円	220円
	被害事故補償	2,000万円	40円	440円	40円	440円
		3,000万円	60円	660円	60円	660円
		5,000万円	100円	1,100円	100円	1,100円
		1億円	200円	2,200円	200円	2,200円

- 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者(保険の対象となる方)が保険期間の初日において満15歳未満である場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合
 - 入院・通院の保険金額は日額になります。
 - 公的医療制度の給付対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたときは、手術保険金(入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の金額)をお支払いします。
 - 通院保険金(日額)は入院保険金(日額)と同額以下でお選びください。なお、通院保険金は入院保険金と必ずセットでのご契約となります。
 - 特定感染症危険補償特約は、後遺障害・入院・通院すべてをご契約いただいた場合にセットできます。
 - 介護補償や被害事故補償は単独でご契約することはできません。
 - 被害事故補償および特約補償(オプション)の保険金額は限度額となります。
 - 保険料は年齢、性別にかかわらず同一です。
 - 保険料は、合計で1,000円以上になるようにお選びください。
 - 年齢、ご職業および他の保険契約等の有無等によってお引き受けする保険金額やお引受条件等を制限する場合があります。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

オプションで
特約を追加できます。

保険料表

保険料表 (保険期間1年)			
保険金種類	保険金額	月払(1か月分)	年払
(オプション) 特約補償	携行品	20万円	130円 1,420円
		30万円	200円 2,200円
		50万円	280円 3,080円
※免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。 (保険期間1年)			
(オプション) 特約補償	個人賠償	3,000万円	70円 800円
		5,000万円	80円 850円
		1億円	80円 920円
(保険期間1年)			
(オプション) 特約補償	受託品賠償	10万円	130円 1,470円
		20万円	200円 2,130円
		30万円	240円 2,660円
※免責金額(自己負担額)は1事故につき5,000円です。			

【職種級別(例)】※職種級別(職業)によって保険料が変わります。また職種級別は被保険者本人のご職業によって決まります。

職種級別	A級(危険の小さい職業)	B級(危険の大きい職業)
主な職業 (あいうえお順)	医師、会社員(事務職)、教員、金属製造加工業者、自動車整備・修理工、税理士、電気機械器具組立工、販売従事者、弁護士など	貨物自動車運転者、漁業作業者、建設作業者、タクシードライバー、土木作業者、農林業作業者、バス運転者など

上記職種級別(A級、B級)に該当しない場合もありますので、上記以外のご職業の方は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4. 費用の補償 特約補償(オプション)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
 救援者費用(国内外補償)	<p>保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合 ①被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p>	<p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)またはその親族の方が負担した次の①から⑥までの費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①捜索救助費用　遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 ②交通費　救援者(※1)の現地(※2)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします)。 ③宿泊料　現地(※2)および現地(※2)までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします)。 ④移送費用　被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が戻りを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 ⑤諸経費　救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地(※2)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費(国外20万円、国内3万円を限度とします)。 (※1)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの代理人を含みます)をいいます。 (※2)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転のできないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
 ホールインワン・アルバトラス費用(国内外のみ補償)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)において、ゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトラス(※3)を行った場合 (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パター・ゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「アルバトラス」とは、各ホールの基準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがカップインすることをいいます。</p> <p>★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトラスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにケガり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトラスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにケガります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトラスの場合は、被保険者が基準打数(パー)よりも3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>被保険者(保険の対象となる方)が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトラス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等は除きます) ②祝賀会費用(※) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします)。 (※)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトラスを行った日から3ヶ月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトラスを行った日から1年内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトラス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。他の保険契約等から既に保険金等が支払われた場合は、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、この契約のホールインワン・アルバトラス費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトラス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトラス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトラス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトラス など</p>

ご契約時における注意事項

■申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

- ◆申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。
- ◆ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファイアーファイア保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ◆口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ◆告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただきようお伝えください。

■ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

■引受制限について

年齢、引受条件により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することができます。

ご契約後における注意事項

■保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

■契約締結後における留意事項(通知義務等)

- (1)職業または職務を変更された場合
保険証券記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いことがあります。
 - ◆この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- (2)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。
- (3)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいたん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (4)重大事由による解除等
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に對し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち今まで過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することができます。また、返還される保険料があつても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によつては解約返れい金がないこともあります。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約後における注意事項

■自動継続特約

自動継続特約とは、ご契約者と損保ジャパン日本興亜との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容(※)で毎年自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。ただし、保険金請求が多発した場合もしくは継続期間が10年間になった場合または被保険者「本人」の年齢が満69歳(育英費用補償特約等がセットされた場合は満22歳)以上となる場合等は、自動継続が中止となります。また、自動継続は、満期の3か月前の日までにご契約者(または損保ジャパン日本興亜)から申し出ることにより、中止することができます。

(※)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

その他の注意事項

■保険会社破綻時の取扱いについて

・引受保険会社が経営破綻した場合は引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返りい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返りい金等の9割(※)までが補償されます。
(※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

■複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■ご契約の継続について

次のような場合には、保険期間終了後、ご契約が継続できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

①著しく保険金請求の頻度が多い等、契約者相互間の公平を逸脱する保険金の支払いやその請求があった場合
②被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が70歳以上になった場合

保険の用語の解説

ここでは、ご契約するときに知っておきたい基本用語を解説します。

契約者(保険契約者)

保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

被保険者

保険の対象となる方のことをいいます。

保険金額・保険金日額

ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険金

被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。

治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

被害事故

第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。

医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

テロ行為

政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金受取人

傷害保険においては、死亡保険金以外の保険金の受取人は被保険者本人になります。死亡保険金については、法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に変更する場合は、損保ジャパン日本興亜所定の方法により被保険者の同意を得る必要があります。

未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>)